

目次

1. はじめに	Page 1
2. 【シンガポール】 監査業務、決算書類の提出義務	Page 2
3. 【香港】 社会保障制度の概要-MPF 制度と労災補償制度の概要	Page 3
4. 【タイ】 固定資産減価償却について	Page 5
5. 【インドネシア】 暫定過払い税金還付に関する新規則	Page 6
6. 【ベトナム】外国人労働者に対するベトナムの社会保険制度と最新情報	Page 7
7. 【日本】 海外赴任者の日本国内における社会保険・労働保険 (シリーズ③)	Page 8

1. はじめに

BDO は世界第 5 位の会計事務所ネットワークファームであり、世界 162 の国・地域に展開し、グループ全体として現在 7 万 3 千人を超えるパートナー・スタッフを擁しています。BDO では監査業務を中心に、税務業務・アドバイザー業務・アウトソーシング業務（記帳代行、給与計算代行、支払代行等）を世界各国において高水準にて提供しております。BDO インターナショナルの詳細については以下のウェブサイトをご覧ください。<https://www.bdo.global/en-gb/home>

日本においては、BDO Japan 株式会社のもと、BDO 三優監査法人、BDO 税理士法人等のメンバーファームを有しており、日本全体で約 260 名のメンバーを抱える中規模会計事務所のリーディング・ファームとなっております。日本においても、監査業務を中心にして、税務業務・アドバイザー業務・アウトソーシング業務等のプロフェッショナル・サービスを日本企業及び外国企業に対して提供しています。

一方、アジア地域においては、現在シンガポール・香港・タイ・インドネシア・ベトナムに日本人スタッフが常駐しており、日系企業による海外進出をサポートしております。各国のメンバーファームでは、会社設立から記帳代行、給与計算代行、支払代行、監査、税務、M&A、コンサルティング、清算等、幅広いサービスを日系企業に対してワンストップ・サービスにて提供しています。

BDO のジャパンデスクの強みは、各国ジャパンデスクメンバーの対応業務範囲の広さと、BDO ジャパンを中心にしたネットワークの繋がり強さであります。

昨年 1 月より BDO ジャパンデスクのメンバーが中心となって四半期ごとに日本語でのニュースレターを配信しています。ニュースレターでは各国における会計・税務等の最新情報をお届けしています。

先月号でもお伝えしましたように、村上拡介(murakami@bdo.vn)が BDO 税理士法人から BDO ベトナムに赴任しており、今月号からベトナムに関する最新情報をご提供しています。

本稿のより詳細な情報をご入用の際には、各国のジャパンデスクメンバーまで直接お問合せ頂くか、BDO ジャパンのメンバーまでお気軽にお問い合わせください。

2. 【シンガポール】 監査義務、決算書類の提出義務

シンガポールの法人や支店は、非公開であっても、会社法に基づいて、原則として、外部監査を受ける義務があります。非公開会社であれば、資本金 5 億円以上または負債総額 200 億円以上など一定要件に該当しない限り外部監査が義務づけられない日本とは大きく異なっています。シンガポールでの、監査義務・決算書の提出義務を整理してみました。

【シンガポールで設立された法人の場合】

シンガポールで設立された法人は、会社法により、決算日から 6 ヶ月以内（シンガポールで上場している場合は 4 ヶ月以内）に定時株主総会を招集し、外部監査人による監査済の(※1)決算書類を当該総会に提出し、その後 30 日以内に、当該決算書類を ACRA に提出しなくてはなりません。

ここで、シンガポール法人が子会社や関連会社を保有している場合には、求められるのは、連結ベースの決算書類となります。（ただし、シンガポール法人の親会社が、連結ベースの決算書を公開している場合にはこの限りではありません。）

※1 小規模法人の監査義務免除

事務負担軽減のため、以下のいずれかの法人は、決算書類の外部監査が免除されます。

- 休眠中（Dormant）のプライベートカンパニー
- プライベートカンパニーであって、以下の定量的な 3 要件のうち 2 つを満たす場合（1S\$ = 80 円で換算）
 - 売上高が S\$10 million（約 8 億円）を超えていないこと
 - 総資産が S\$10 million（約 8 億円）を超えていないこと
 - 事業年度末時点のフルタイム従業員数が 50 名を超えていないこと

シンガポール法人が企業グループに属している場合、上述の定量要件は、グループ全体で判定されること、また、直近 2 事業年度連続して要件を満たした場合に小規模法人とされる点にご留意ください。

【支店の場合】

外国法人のシンガポール支店は、原則として、本店株主総会開催日から 60 日以内に、監査済の支店決算書類(※2)を本店の英文決算書類(※3)と共に ACRA に提出することが義務付けられています。

※2 支店の監査義務免除または、ACRA への提出免除

支店には、法人のような明確な免除規定はありませんが、事前に ACRA の承認を得ることにより、支店決算書の監査義務または、ACRA への提出義務が免除されることがあります。例えば、設立初年度で支店にほとんど取引がないような場合には、免除の申請をしてみることをお勧め致します。また、休眠中のシンガポール支店の場合は、事前の承認なしに、支店決算書の監査義務が免除されます。

※3 本店の決算書類

本店の決算書類は、SFRS、IFRS、米国基準、その他 IFRS に収斂した会計基準に準拠したものであること、そうでない場合には、ACRA の事前承認を得たものであることが求められます。

担当：BDO シンガポール 笠井 麻友 kasai@bdo.com.sg

3. [香港] 社会保障制度の概要-MPF 制度と労災補償制度の概要

[MPF 制度の概要]

1. 基本的な制度

香港では、日本での年金制度に相当する制度として、MPF (Mandatory Provident Fund) と呼ばれる制度があり、2000年に開始されました。原則として月額給与 30,000 香港ドル (約 43 万円) を上限として、毎月の給与額の 10% (会社負担分 5%、従業員負担分 5%) を従業員の MPF 口座に積み立てを行う必要があります。また、30,000 香港ドルを超える分の任意積立も可能です。

加入義務者は 18 歳から 65 歳までの香港居住の就労者ですが、一定の例外もあり、家政婦や、露店営業者、香港外でその国の年金制度に加入している場合等、例えば、日本からの出向者で日本との雇用関係が継続しており、日本側で年金制度に加入をしている場合は MPF の加入義務は免除されます。原則として加入者は 65 歳になるまで MPF を取り崩すことはできませんが、一定の場合、例えば、60 歳以上で早期退職制度を利用した場合、香港を永久に離れる場合、加入者が亡くなった場合等は引き出すことができます。

2. 税務上の取り扱い

法人税の計算上は、雇用主が負担した MPF の拠出金 (法定分と任意負担分両方) は、従業員の人件費総額の 15% を超えない範囲で課税所得から控除することができます。また、給与所得税の計算上は、従業員が負担した自己の拠出金は 2015/2016 年の課税年度以降 18,000 香港ドルを上限として控除することができます (任意負担分は控除不可)。

3. 解雇補償金又は長期服務金との相殺制度の廃止案

現状、雇用契約解除時に法律で支払うことが求められている解雇補償金 (Severance Payment) 又は長期服務金 (Long Service Payment) は、使用者が支払った MPF の拠出額から相殺することができます。ただし、この相殺制度は、政府からの補助金が企業側に交付されるという条件とともに廃止されることが予定されており、現在法律の制定に向けて準備が行われています。

4. 拠出金の上限額の引き上げ案

上記の通り、MPF に拠出する上限額は月額給与 30,000 香港ドルですが、MPFA (Mandatory Provident Fund Schemes Authority、MPF 管理局) は香港政府に対して、二段階の改正により上限額を引き上げる案を提出いたしました。第一段階では、改正後最初の 2 年間は月額給与 39,000 香港ドル (約 56 万円) まで引き上げ、第二段階では、月額給与 48,000 香港ドル (約 68 万円) まで引き上げられることが提案されています (労使合計 10% の保険料率の変更は予定なし)。この改正は、従業員の退職後の保障拡充と香港での賃金上昇等が背景にあります。

[労災補償制度の概要]

労働災害補償条例（Employees' Compensation Ordinance）では、使用者は労災保険に加入する義務があり、また、保険会社名、発行日、保険金額等が記載された労災保険の加入通知書（英文と中国語）を職場内のわかりやすい場所に掲示をする必要があります。使用者が労災保険への加入を怠った場合は罰則があります。また、労災保険は使用者が保険料を負担しなければならず、労働者の収入から控除をしてはなりません。労働者が雇用期間において業務上の理由で、負傷、病気、死亡した場合は、一定の手続の下で使用者は労働者に対して補償を行う必要があります。

担当：BDO 香港 吉岡 秀幸 HideyukiYoshioka@bdo.com.hk

4. [タイ] 固定資産減価償却について

会社が会計上で適用している減価償却率は税法上の償却限度率を超えない範囲で損金算入が認められます。定額法が一般的です。

主な固定資産の償却率：

建物（長期使用する建物） - 5%

仮設の建物 - 100%

・賃借権、営業権、商標権（無形固定資産に分類されるもの）

使用期間の限られていない場合 - 10%

使用期間の限られている場合 - 100 を使用年数で除した 100 分率

* コンピューターのハードウェア、ソフトウェアについては 3 会計期間での償却が認められる。

・その他償却資産 - 20%

乗用車（10 人乗り以下） - 償却率はその他資産と同様であるが税法上の償却限度額は 100 万バーツ迄

ポイントと日本人マネジメントの対応：

①タイの税法上では、対象とされる償却資産の分類が非常に大まか

例えば、その他資産については 20%（20%以下）の償却率が税法上みとめられており、その範囲内で実際の資産の使用年数を考慮し償却率を決定すべきですが、マネジメントからの指示がない場合、実際の耐用年数が考慮されずに 20%の償却率で経理が会計上、税務上処理しがちです。

②償却資産の最低価格が税法で定められていない

償却資産の最低価格が税法上に無い為、会社のマネジメントが社内の固定資産最低計上額を決定することが通常です。この方針が無い場合、非常に少額の資産が固定資産台帳に計上され数が膨大になり、後ほどに現物確認まで困難になる場合があります。ただし、少額資産を固定資産計上せずに、一括費用計上することは税務上のリスクがあります。

担当：BDO タイ 佐藤 敦史 atsushi.s@bdo.co.th

5. [インドネシア] 暫定過払い税金還付に関する新規則

納税者から還付請求を受けた場合、税務当局は税務調査を行い還付請求から 12 ヶ月以内に調査を完了させ、還付の可否を決定します。今回財務大臣規則 2018 年 39 号 (以下、PMK-39)を公布し、従前は複数あった規則を一つの規則に統合しました。暫定税金還付の対象カテゴリーは 3 つに分類されており、過払い税額に係る還付申告において暫定的還付制度の適用を申請することができ、税務当局の審査を受けた上で、暫定的還付を受けることが可能となっています。

A. 優良納税者 (所得税は 3 ヶ月以内、VAT は 1 ヶ月以内に暫定税金還付に対する決定が下される)

納税申告書を期日までに提出していること

税金の滞納がないこと

財務諸表の監査を受けており、過去 3 期間連続して無限定適正意見であること

過去 5 年間、裁判において税務上の犯罪において有罪判決を受けていないこと

B. 低額還付納税者 (法人は 1 ヶ月以内に決定が下される)

個人納税者で事業またはフリーランスに従事しておらず、年次所得税申告書で還付申請を行う者

個人納税者で年次所得税申告書で還付申請をする者で、事業またはフリーランスで 1 億ルピア以下の還付請求を行う者

法人納税者で年次法人税申告書にて、10 億ルピア以下の還付請求を行う者

VAT 課税対象事業者で月次 VAT 申告書にて 10 億ルピア以下の還付請求を行う者

C. 低リスク納税者-PKP (1 ヶ月以内に決定が下される)

輸出、VAT 徴収者に対する VAT 課税対象物品及び/又はサービスの引渡、及び/又は VAT が徴収されない VAT 課税対象物品及び/又はサービスの引渡に従事する法人は PKP と認定されます。また下記のものも満たす必要があります。1) 証券市場に上場している、2) 主要株主が国または地方政府であること、3) 通関優先パートナーであること、4) 認定経済事業者(AEO)、5) 上述の 1~4 以外の製造業者または生産業者で過去 12 ヶ月において VAT 申告を遅滞なく実施したもので、6) VAT 月次申告にて 10 億ルピア以下の VAT 還付申請を者、7) 税務調査や税務犯罪に係る予備調査が進行中ではないこと、8) 過去 5 年間において税務犯罪で有罪判決を受けていないこと。

尚、暫定税金還付であるため、税務当局は還付が認められた該当年度に対して、税務調査を行う権限を保持しています。そして税務調査の結果、税額納付不足になった場合、以下の罰則が下されます。

優良納税者: 納付不足額の 100%を追徴課税

低額還付納税者: 納付不足額の 100%を追徴課税

低リスク納税者: 納付不足額に対する月利 2%の延滞税(最大 48%)

担当: BDO インドネシア 前田 哲宏 tmaeda@bdo.co.id

6. 【ベトナム】外国人労働者に対するベトナムの社会保険制度と最新情報

ベトナムの社会保険制度においては、これまで外国人労働者は適用対象外（健康保険を除く）とされ、社会保険料（年金保険料）を支払う必要はありませんでした。今年 2018 年 1 月から、ベトナム政府が改正した新しい社会保険法（法律番号 58/2014/QH13 号）により、外国人も社会保険の適用対象とされましたが(注)、ここではベトナムの社会保険制度の概要とその改正の現状をご紹介します。

<ベトナム一般社会保険制度>

	会社負担	従業員負担	負担率合計
社会保険	17.5%	8.0%	25.5%
健康保険	3.0%	1.5%	4.5%
失業保険	1.0%	1.0%	2.0%
合計	21.5%	10.5%	32.0%

※上記社会保険の会社負担料率 17.5%の給付内容別の内訳は、退職年金及び葬祭手当 = 14%、疾病手当及び出産手当 = 3%、労災手当 = 0.5%となっています。

※強制保険への拠出金算定基礎となる給与・賃は、雇用契約書に記載されている給与・賃金とされています（最低賃金の 20 倍迄の上限設定有）

これまで、社会保険および失業保険はベトナム人にも適用され、外国人は健康保険のみの対象でしたが、法改正により社会保険も適用対象となりました。これは本国で年金制度に加入している外国人にとっては、二重加入を余儀なくされ会社にとっても大きなコスト負担増となることから、現在も関係省庁との調整が続いています。

- 2018 年 2 月 6 日付 在ベトナム日本商工会よりベトナム政府及び日本大使館宛で二国間社会保険協定締結を求める要望書提出
- 2018 年 6 月 19 日付 経団連等より厚生労働大臣宛で日越社会保険協定の提言書の提出済

現状、日越社会保険協定の交渉は開始されておらず、法改正後も実際の運用は、まだ実施されておられません。

当地ベトナムでは、各種法改正が頻繁に行われるものの、実際の運用にあたって必要な省令や指針が発せられなかったり別の新旧規定との齟齬が生じるため、新法や改正法の適用が実際には至っていないという現状が垣間見られます。このような現状は、インターネットや既刊本での情報収集だけでは得られない点が多いため、必要に応じお問い合わせ頂ければ幸いです。（インターネット上には様々な不適切情報が散見されています）

担当：BDO ベトナム 村上 拡介 murakami@bdo.vn

7.【日本】海外赴任者の日本国内における社会保険・労働保険（シリーズ③）

海外勤務者の医療保険の利用

海外に赴任際し、気候の変化に伴う健康問題、感染症、生活習慣病、メンタル面のトラブル、現地医療機関への不安など海外勤務者の健康に対するリスクは増えると考えられます。そのうえ実際に病院にかかることとなった時に、健康保険や海外旅行保険の利用の方法がわからず、病院から足が遠のき持病が悪化する、体調を崩すなどのケースもあるようです。そんなこととならぬよう赴任前に海外勤務者や家族に十分な準備をするよう働きかける必要があります。

◆健康保険の海外療養費の支給申請手続き

所属する健康保険者の所定の申請書のほか、現地で記載してもらう書類があります。出国前に説明の上、申請に必要な用紙をプリントアウトして渡しておくことをお勧めします。



◆治療を受診する際の留意点

現地で治療を受ける際、日本の健康保険の対象外となる医療行為や処方箋を出された場合、健康保険からの給付対象とならないことや、振込金額が少なくなることもあります。特に歯科治療に関しては海外旅行保険が適用外のため、健康保険制度を利用することとなりますが、治療の各段階で一度でも日本の保険診療から外れる治療が行われると給付がされないようです。そのため海外療養費を利用する際には、日本の健康保険システムをよく知っている日系のクリニック等を利用することをお勧めします。現地の病院の情報を赴任前に情報収集しておいたほうがいいでしょう。

◆海外旅行保険との併用

健康保険制度に加え海外旅行保険を併用される企業が多いようです。海外旅行保険適用除外となる持病に関しては、悪化防止をするため赴任前に日本の医師と①基礎疾患の内容、②治療歴③服用中の薬の名前、頻度、目的④代替品などの確認をしておき、現地で定期的に通院をするように促すような準備をしておくといでしょう。また必要に応じ現地の医療制度にも加入している企業も少なくありません。

民間の海外旅行保険の利点：提携病院ならキャッシュレスで受診可能

日本語の通じるスタッフがいる場合が多い

自己負担額無

留意点：旅行保険の対象外となる治療・・・持病及び妊娠・出産、歯科治療
企業契約の場合、医療費が増加すると保険料が上がる可能性がある

担当：BDO 社会保険労務士法人 仲田 理華 nakata@bdotax.jp

本ニュースレターは、各国政府機関等のウェブサイトを利用し、細心の注意を払って作成しておりますが、本ニュースレターでは一般的な項目のみを記載し、また、一般的なガイダンス目的のみで作成しており、特殊な状況等はカバーしておりません。よって、実際に取引や各種申請を行う場合並びに税務申告書を作成・提出する等に際しては、事前に適切な専門家からのアドバイスを受けて下さい。我々は本ニュースレターに依拠することによって生じた損失・損害等については一切責任を負いません。本稿について質問または不明な点等ございましたら、各国ジャパンデスクメンバーまでお問い合わせ下さい。